

**令和7年度  
食料・農業・農村白書  
概要（案）**

**令和8年3月  
農林水産省**

# 目次

## 令和7年度 食料・農業・農村の動向

<b>特集 米の安定供給に向けた対応</b>	……1
1. 今般の価格高騰の要因や対応の検証	
2. 米の安定供給に向けた取組	
3. 米の価格高騰の要因と対応の検証を踏まえた対応策と今後に向けて	
<b>トピックス</b>	……7
<b>1 地域計画に基づく担い手の育成・確保</b>	……8
<b>2 昭和100年を振り返って</b>	……9
<b>第1章 世界の食料需給と我が国の食料供給の確保</b>	……15
1. 世界の食料需給の動向	
2. 我が国における食料の供給	
3. 我が国における農業生産資材の供給	
4. 不測時における食料供給の確保	
5. 輸入の安定化	
6. 国際戦略の展開	
<b>第2章 農業の持続的な発展と食料自給力の確保</b>	……24
1. 農業の動向	
2. 持続可能な農業構造への転換に向けた取組	
3. 農業の生産基盤の確保に向けた取組	
4. 生産性向上に向けた取組	
5. 付加価値向上に向けた取組	
6. 農作業安全の確保と農業生産工程管理・衛生管理	
7. 動植物防疫の確実な実施	

---

### 第3章 輸出の促進 ……35

1. 農林水産物・食品の輸出の促進
2. 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

---

### 第4章 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム ……38

1. 食品アクセスの確保
2. 食品産業の発展
3. 合理的な費用を考慮した価格形成
4. 食品の安全確保と消費者の信頼の確保
5. 食料消費の動向と食・農のつながり

---

### 第5章 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 ……44

1. みどりの食料システム戦略の推進
2. 農業生産活動における環境負荷の低減
3. 食品産業・消費における環境負荷の低減
4. 多面的機能の発揮

---

### 第6章 農村の振興 ……50

1. 多様な人材が農村に関わる機会の創出
  2. 農村における所得の向上と雇用の創出
  3. 農村に人が住み続けるための条件整備
  4. 地域の共同活動の維持
  5. 中山間地域等の振興
  6. 鳥獣被害対策
  7. 都市農業の振興と農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大
-

---

## 第7章 自然災害への対応

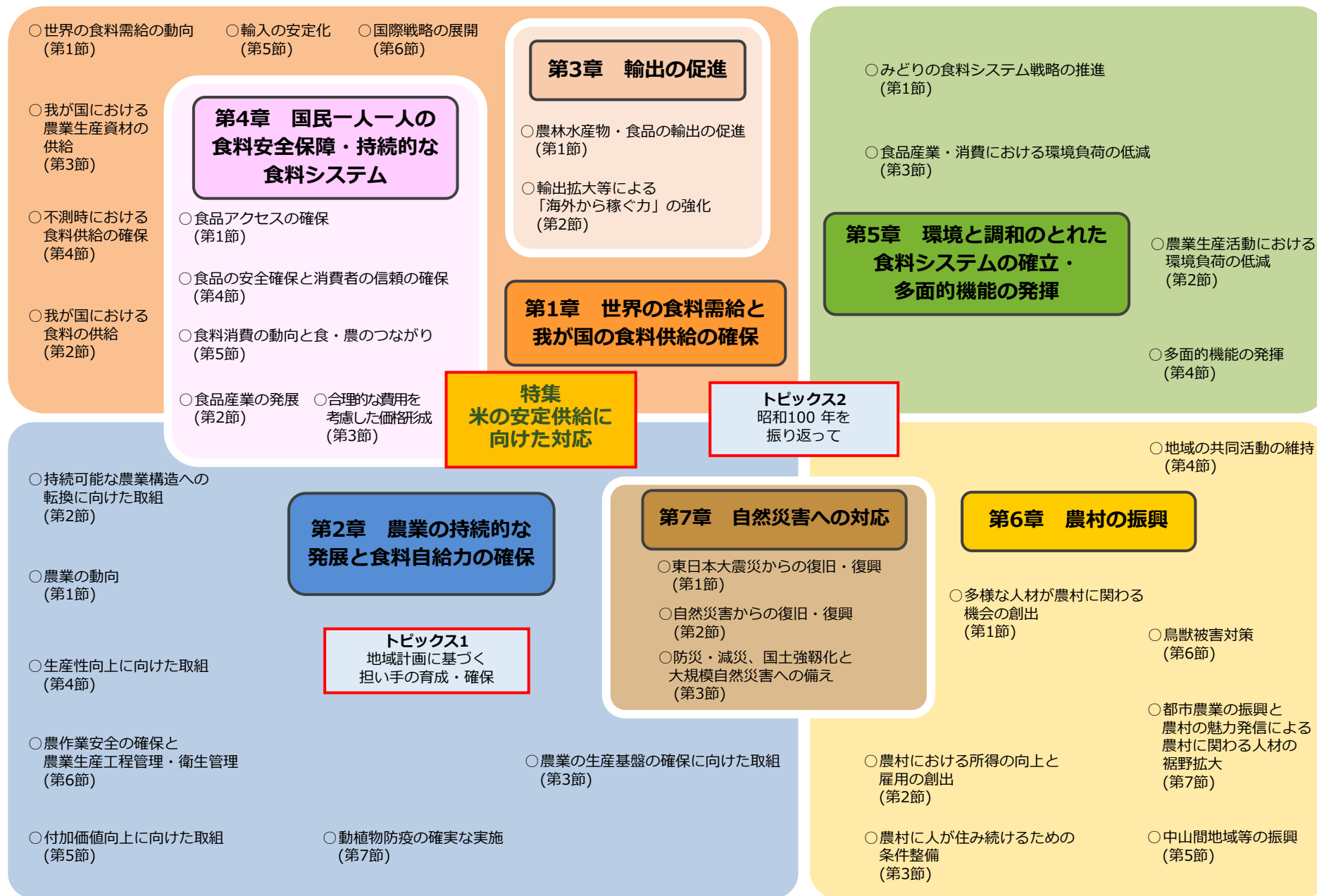
……58

1. 東日本大震災からの復旧・復興
2. 自然災害からの復旧・復興
3. 防災・減災、国土強靱化と大規模自然災害への備え

## 令和7年度 食料・農業・農村施策

……62

# 令和7年度食料・農業・農村白書の記載項目に係る俯瞰図



# 特集

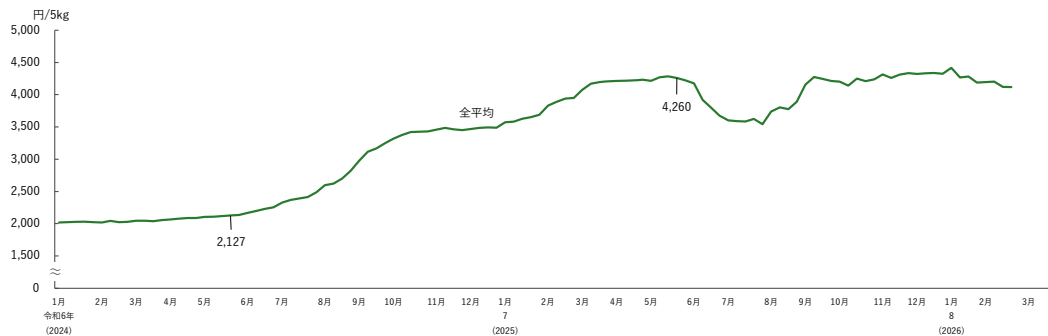
## 米の安定供給に向けた対応

特集の記載内容については、今後の議論状況を見つつ記述

- ✓ 米の小売価格、相対取引価格が上昇。米の価格高騰の影響により、輸入量は増加
- ✓ 2025年8月に今般の価格高騰の要因や対応の検証を実施

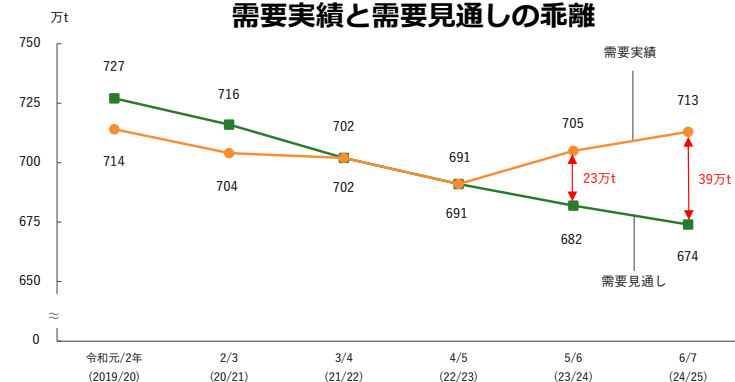
- 2025年5月の米の小売価格は、前年同月の約2倍の価格。新米が本格的に出回り始めた同年9月以降も横ばいで推移。集荷業者と卸売業者間の相対取引価格を見ると、2024年産が前年産に比べ64.4%上昇し、さらに2025年産が、2026年1月時点で前年産に比べ44.8%上昇。一方、米の価格高騰の影響により、国家貿易の中で輸入され、主に主食用に流通するSBS米が輸入枠上限の10万t輸入されたほか、2025年の民間貿易による米の輸入量は96,834tと前年に比べ大幅に増加し、国内生産に影響を及ぼすことが懸念
- 2025年8月に今般の価格高騰の要因や対応の検証を実施
  - ✓ 農林水産省は、主食用米の需要量のマイナス・トレンドの継続を前提として、需要の見通しを作成するとともに、その減少する需要見通しを踏まえて生産量も減少の見通しを作成。これに応じて実際の生産量は減少した一方で、2023/24、2024/25年の実際の需要量は、精米歩留りの悪化による玄米ベースでの必要量の増加に加え、インバウンド需要や、家計購入量の増加等により、増加傾向で推移し、需要の見通しと実績が乖離
  - ✓ この結果、2023/24年以降、生産量が需要量に対し不足し、民間在庫を取崩し。民間在庫の減少に伴い、流通段階では集荷競争が発生し、比較的高い価格の米の調達が行われることとなり、米の価格が高騰
  - ✓ しかし、農林水産省では、需要のマイナス・トレンドの継続を前提として需要を見通していたこと等から、生産量が足りていると認識していたため、流通実態の把握に消極的で、マーケットへの情報発信や対話が不十分であり、政府備蓄米の放出時期も遅延したこと等により、卸売業者等の不安感を払拭できず、更に米の価格が高騰

米の小売価格



資料：株式会社KSP-SPが提供するPOSデータを基に農林水産省作成  
 注：1) 株式会社KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1千店舗のスーパーから購入したデータに基づくもの  
 2) 令和6(2024)年1月1日～8(2026)年2月22日の週別の数値で、横軸の月は、各月1週目を示す。

需要実績と需要見通しの乖離



資料：農林水産省作成  
 注：玄米ベースの数値

- ✓ 米の安定供給を図るため、政府備蓄米を売り渡し
- ✓ ミニマム・アクセス米(MA米)の買入入札時期も前倒し

- 流通の円滑化を図るため、集荷業者を対象に2024年度から政府備蓄米の一般競争入札による売渡しを開始。約31万tの政府備蓄米を売り渡したものの、2025年5月上旬時点の小売業者、中食・外食事業者までの流通は約1割。さらに、早く、安定した価格で米を供給する目的で、同年5月26日から随意契約による売渡しを開始し、小売業者、中食・外食事業者等を対象に約28万tの政府備蓄米を売り渡し。また、加工原材料用の国産米の供給量が大きく減少したことから、加工原材料用米穀の需要者を対象に、同年8月1日から政府備蓄米の売渡しを開始し、約5万tを売り渡し
- 国産米の需給に悪影響を与えないよう国家貿易で管理しているMA米の買入入札時期の前倒しも実施。政府備蓄米の売渡しにより在庫水準が低下する中、万が一の事態に備えて2025年度輸入分の一般MA米は、例年より早い6月に入札を実施するとともに、国産の主食用米の品質に近い、中粒種の輸入量を増加。MA米のうち年間10万tを上限に、主に主食用に流通するSBS輸入も、見積合わせを同月に前倒し

政府備蓄米の売渡状況

売渡方法	入札実施日/受付開始日	対象者	対象米穀	60kg当たり売渡価格(税抜き)	売渡数量	
一般競争入札による売渡し	令和7(2025)年3月10日~12日	集荷業者	令和6(2024)年産米 10万t 5(2023)年産米 5万t	21,217円(加重平均価格)	令和6(2024)年産米 100,190t 5(2023)年産米 41,606t	約31万t
	3月26日~28日	集荷業者	6(2024)年産米 4万t 5(2023)年産米 3万t	20,722円(同上)	6(2024)年産米 40,179t 5(2023)年産米 30,157t	
	4月23日~25日	集荷業者	5(2023)年産米 10万t	20,302円(同上)	5(2023)年産米 100,164t	
随意契約による売渡し	5月26日	大手小売業者	4(2022)年産米 20万t 3(2021)年産米 10万t	令和4(2022)年産米 11,010円 3(2021)年産米 10,080円	4(2022)年産米 187,940t 3(2021)年産米 12,698t	約28万t
	5月30日	中小小売業者	3(2021)年産米 6万t	3(2021)年産米 10,080円	3(2021)年産米 28,074t	
		米穀小売店	3(2021)年産米 2万t	3(2021)年産米 10,080円	3(2021)年産米 10,531t	
	6月11日	大手小売業者	3(2021)年産米 12万t	3(2021)年産米 10,080円	3(2021)年産米 16,913t	
		中小小売業者	2(2020)年産米 10万t	2(2020)年産米 9,140円	3(2021)年産米 5,192t 3(2021)年産米 7,766t	
6月20日	中食・外食(給食等)事業者			3(2021)年産米 10,262t		
売渡し	8月1日	加工原材料用米穀の実需者	2(2020)年産米 7.5万t	2(2020)年産米 玄米 9,110円 精米 11,248円	2(2020)年産米 玄米 49,538t 精米 1,122t	約5万t

資料：農林水産省作成

- 注：1) 60kg当たり売渡価格(税抜き)のうち、一般競争入札による売渡しは、入札による落札価格の加重平均。随意契約による売渡しは、随意契約における販売価格(加工原材料向け以外は、1等価格)
- 2) 一般競争入札による売渡し、随意契約による売渡しのうち受付開始日が令和7(2025)年5月26日~6月20日の政府備蓄米は、玄米ベースの数値

✓ 米の流通実態をより詳細に把握するための緊急調査を実施

- 2025年6月に緊急調査として、新たに生産者の在庫・出荷先・数量の調査等を行うとともに、米の出荷・販売事業者の調査対象を拡大
  - ✓ 生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査では、2024年産米について、農協系統等の集荷業者への出荷数量は、前年産に比べ34万t減少していた一方、生産者の直接販売等は48万8千t増加。多様化する流通実態を把握するためには、集荷業者以外の業者等の仕入れ、販売、在庫の実態も定期的に把握する必要
  - ✓ また、精米歩留りの状況調査では、2023、2024年産の歩留りが、2020～2022年産の平均に比べ低かったことが判明。歩留りの低下により、玄米ベースでの必要量は増加し、その分需要の増加要因として影響していることを考慮し、需要を見通すためには、精米ベースでの流通実態も把握する必要
  - ✓ 食糧法に基づく全届出業者を対象に実施した、仕入れ・販売・在庫数量の調査では、回答率が約2割にとどまっていたこと等から、米の流通実態把握を強化するため、米穀を取り扱う事業者の届出範囲の拡大や、定期的な情報把握を行える仕組みの整備を検討

生産者の在庫数量等

(単位：千t)

	収穫量	出荷数量	うち集荷業者への出荷		生産者消費 (無償譲渡含む)	在庫数量
			うち集荷業者への出荷	うち生産者直接販売等		
令和6(2024)年6月時点	6,610	5,710	3,250	2,460	569	331
7(2025)年6月時点	6,792	5,858	2,910	2,948	600	335
前年差	182	148	▲ 340	488	31	3

精米歩留り

(単位：%)

	精米歩留り
令和2(2020)年産	89.7
3(2021)	90.3
4(2022)	90.0
5(2023)	88.6
6(2024)	89.2
令和2(2020)～4(2022)年産の平均	90.0

資料：農林水産省作成

- 注：1) 生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計  
 2) 収穫量は農林水産省「作物統計」の数値  
 3) 玄米ベースの数値

資料：農林水産省作成

- ✓ 米の生産量に関する統計調査の公表内容を見直し
- ✓ 新たな算出方法による需給見通しを公表
- ✓ 2026年6月末時点の民間在庫量は直近10年程度で最も高い水準に相当する見込み

- 水稻の収穫量に関する統計は、生産現場の実感と乖離があるとの指摘。2025年産から、直近5年中3年の平均収量との比較である「作況単収指数」を新たに公表するとともに、主食用米の収穫量を把握するためのふるい目幅を生産者が使用している大きなものに変更するなど、公表内容を見直したほか、関係機関から気象や病虫害の被害情報等を収集し、調査結果に反映
- 精度向上に向けて、生産者の収穫量データを活用した調査手法の導入に向けた取組として、試行的に生産者等から収穫量に関するデータの収集等の取組を実施。将来に向けて、人工衛星データ・AIを活用して収量を予測するための実証研究を開始
- 2023/24、2024/25年の需要実績と需要見通しに乖離。2025/26、2026/27年の需給見通しの算出方法を見直し
  - ✓ 需要見通しは、人口減少や直近の1人当たり精米ベースの消費量の実績、インバウンド需要の動向、精米歩留りを考慮して幅で設定。検証のため、とう精数量・精米歩留りの実績を踏まえた需要量の推計を実施
  - ✓ 2026年産の主食用米等の生産量の見通しは、2026/27年の需要見通しの上位値に合わせ余裕を持って設定
  - ✓ 2025/26年の需給見通しにおける2026年6月末時点の民間在庫量の見通しは215～229万tと、直近10年程度で最も高い在庫水準に相当する見込み
  - ✓ 需給を把握するため、玄米ベースとともに、精米ベースでの需給見通しも公表

#### 主食用米等の需給見通し

(2025/26年の主食用米等の需給見通し)

(単位：万t)

	玄米ベース	精米ベース
令和7(2025)年6月末民間在庫量	155	138
令和7(2025)年産主食用米等生産量	748	662～670
うち生産者ふるい目幅以上	715	/
うち生産者ふるい目幅未満のうち、 主食用への供給見込量	32	
令和7/8(2025/26)年政府備蓄米供給量	23	21
令和7/8(2025/26)年主食用米等供給量計	926	822～829
令和7/8(2025/26)年主食用米等需要量	697～711	624～631
令和8(2026)年6月末民間在庫量	215～229	191～205

(2026/27年の主食用米等の需給見通し)

(単位：万t)

	玄米ベース	精米ベース
令和8(2026)年6月末民間在庫量	215～229	191～205
令和8(2026)年産主食用米等生産量	711	630～637
令和8/9(2026/27)年主食用米等供給量計	926～939	821～841
令和8/9(2026/27)年主食用米等需要量	694～711	622～630
令和9(2027)年6月末民間在庫量	215～245	191～220

- ✓ 食料システム法に基づく米のコスト指標作成に向けて検討
- ✓ 国内外の米の需要創造や酒造好適米の安定供給に向けた取組を推進
- ✓ 今後の備蓄政策について検討

- 食料システム法に基づき、米の合理的な費用を考慮した価格形成を推進するため、2025年12月に、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構に生産・流通・販売等の関係者を委員とする「令和7年度コスト指標作成等委員会」が設置され、米のコスト指標の作成方法等の検討を実施
- 我が国の水田農業を維持するとともに、食料安全保障を確保していくためには、より効率的な生産体制の構築や流通の合理化や米の国内外の需要開拓を図ることが重要
  - ✓ 農業の構造転換のための農地の大区画化等を集中的に推進
  - ✓ 直播栽培等の普及や、再生二期作等の新たな技術の確立に取り組むとともに、米の流通構造の合理化・効率化等を図るため、多様化する実需者ニーズに対応するための流通等の共同化の取組や、小売事業者等と生産性向上に取り組む産地との長期契約に基づく直接取引等のモデル構築への支援を実施
  - ✓ 米粉については、新たな市場ニーズを捉えた商品開発への支援や喫食機会の拡大等を通じた新たな需要の創出を図るとともに、米粉加工に適した専用品種の開発・普及等による需要の増加に対応した米粉用米の生産量の確保と生産コストの削減を推進
  - ✓ 輸出については、日本食のプロモーションや商流構築、国内外を一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、日系外食企業の海外進出や、農地の集積・集約化や大区画化、多収品種の作付拡大等の生産性向上に取り組む大規模輸出産地の形成等を推進
- 今般の主食用米の価格高騰等に伴い、酒造好適米の作付けが減少し、事業者から原料米の確保を心配する声が出ていたことから、産地と実需の連携強化の下、生産性向上等に取り組む酒造好適米生産者への支援を措置
- 今般の備蓄米の売渡しに当たり、需要者に届くまでの機動性等の課題が明らかになったことから、政府備蓄の運営の見直しや、政府備蓄を補完するための民間備蓄制度の創設を検討



国産米粉を使った蒸しケーキ  
(2026年1月販売)

資料：株式会社ローソン

# トピックス

- 1 地域計画に基づく担い手の育成・確保
- 2 昭和100年を振り返って

- ✓ 2025年4月末時点で1,615市町村、18,894地区において「地域計画」が策定
- ✓ 将来の受け手に集約化した目標地図を含む地域計画は約1割、将来の受け手が位置付けられている農地面積は約7割
- ✓ 地域計画の継続的な見直しが必要

- 農業者の減少や高齢化が進み、農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の有効利用につながるよう、農地の集約化等の取組を加速化することが課題。農業経営基盤強化促進法により、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用を明確化した目標地図を含めた「地域計画」を策定することを位置付け
- 2025年4月末時点で1,615市町村、18,894地区において地域計画が策定され、その中で将来の受け手に集約化した目標地図を含む地域計画は約1割。農用地等面積は422万2千haであり、このうち将来の受け手が位置付けられている農地面積は約7割。これらの主な要因は、所有者の意向や不在村農地所有者の存在等により、十分な話し合いを実施できなかったこと等。一方、地域計画の策定を通じて農地の集約化が進展した要因は、話し合いをきっかけに将来の担い手についての合意形成が図られたことや、基盤整備による農地の大区画化等
- 農地の適正な利用に当たっては、農地の集約化が有効であるとともに、品目別の団地化が重要。地域計画の分析による農地の集約化の状況把握と課題を整理し、効率的な農地の集約につなげるとともに、集約化の進捗率を定量的に評価する手法の実装に向けた検討や「地域計画を核とした産地づくり」を推進
- 農地の有効活用に向け、地域計画を継続的に見直し、完成度を高めていくことが必要

地域別の地域計画策定市町村数・地区数、地域計画区域内の農用地等面積

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
策定市町村数(市町村)	172	223	394	80	119	172	195	260	1,615
(参考)策定予定数	172	223	395	80	120	174	197	265	1,626
策定された地域計画数(地区)	489	2,513	3,050	1,998	1,033	3,906	2,216	3,689	18,894
(参考)策定予定数	489	2,514	3,120	1,998	1,158	4,350	2,271	3,705	19,605
地域計画区域内の農用地等面積(万ha)	120.0	84.4	67.9	30.8	13.6	16.6	37.6	51.4	422.2
目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	108.7 (91%)	54.1 (64%)	34.5 (51%)	23.9 (77%)	7.8 (57%)	11.5 (69%)	15.0 (40%)	32.9 (64%)	288.3 (68%)
将来の受け手が位置付けられていない農地面積	11.2 (9%)	30.3 (36%)	33.4 (49%)	6.9 (23%)	5.8 (43%)	5.1 (31%)	22.6 (60%)	18.5 (36%)	133.9 (32%)

資料：農林水産省作成

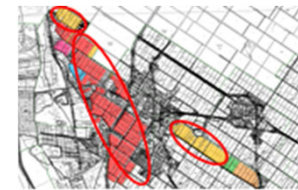
注：1) ( )内は、地域計画区域内の農用地等面積に占める割合  
2) 令和7(2025)年4月末時点の数値

将来の受け手に集約化している地域の例

水稻・小麦・大豆の土地利用型中心の地域となっており、複数の法人(丸印)が地域の後継者のいない農地を一手に引き受け集約化し、営農しやすいよう団地化



現況地図(2022年度)



目標地図(2032年度)

\*写真の出典は、A県B市  
資料：農林水産省作成

- ✓ 昭和初期から戦後にかけて、食糧増産や農業近代化の取組が進展
- ✓ 1960年前後の経済成長過程で農業従事者と他産業従事者との所得格差が拡大

### 昭和初期

- 国民所得の増大や都市化に伴い、食生活の質が向上、農業生産の構成も変化。桑の生産に代わり野菜や果実の生産が増加
- 農業関係の試験研究の体制が整い、農作物の品種開発と栽培技術の向上、家畜の改良に向けた環境整備を実施

### 第二次世界大戦中

- 食糧等の物資の統制、肥料等の農業生産資材の配給、労働力調整を実施
- 米や麦等の生産が優先され、生糸や果実の生産が減少するなど、農業の生産構造や農村が著しく変化

### 1945～1955年頃(昭和20～30年頃)

- 自作農創設特別措置法の制定等の農地改革により自作農が多数を占めるようになり、農業協同組合法の制定により零細経営を補完する協同組合が発達
- 深刻な食糧難を打開していくため、国内の食糧増産や肥料の生産体制強化が喫緊の課題。農薬取締法や肥料取締法、植物防疫法、土地改良法を制定し、積極的に農地を開拓
- 1947年に主要都市で学校給食が再開、徐々に全国へ展開
- 1956年に、耐冷性、良食味といった特性を持つ「コシヒカリ」が誕生

### 1960年前後(昭和35年前後)

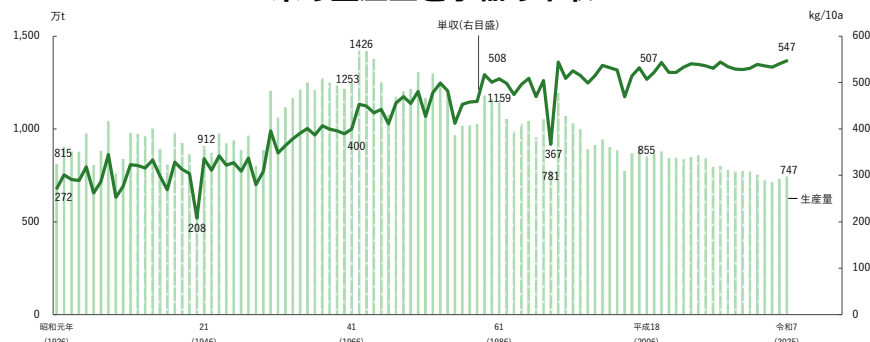
- 経済成長の過程で、農業従事者と他産業従事者の所得格差が拡大
- 農業部門から他産業部門への労働力の移動、農産物の消費拡大と需要構造の変化等の農業をめぐる環境が変化



食糧難に対応するために設けられた  
国会議事堂前の畑

資料：株式会社共同通信社

### 米の生産量と水稲の単収



資料：昭和元(1926)から21(1946)年は農林省、農商省「農林省統計表」、昭和22(1947)年以降は、農林水産省「作物統計」



昭和30年の学校給食

資料：独立行政法人日本スポーツ振興センター

## (参考) 昭和元(1926)～35(1960)年の主な動き

	昭和元(1926)年～	11(1936)年～	戦後(1945)～	31(1956)年～
一般	世界恐慌(4)	日中戦争(12～) 第二次世界大戦(14～) 太平洋戦争(16～)	終戦、国際連合設立(20) 日本国憲法公布(21)	南極地域観測隊派遣開始(31) 岩戸景気(33～36) 国民所得倍増計画閣議決定(35)
食料		食糧管理法制定(17)	物価統制令公布(21) 栄養改善法制定(27) 学校給食法制定(29)	インスタントラーメンの登場(33) 大衆向けレストランの登場(34)
農業	生糸相場暴落(元) 米豊作(5) 北海道・東北地方大冷害(6)	農地調整法制定(13)	農地改革に関する覚書(20) 自作農創設特別措置法制定(21) 農業協同組合法制定(22) 農薬取締法制定(23) 米価審議会設置(24) 肥料取締法制定(25) 家畜伝染病予防法制定(26) 農業委員会法制定(26) 農地法制定(27)	「コシヒカリ」を新品種として登録(31)
農村				集団就職ピーク(35)

	単位	昭和元(1926)年	11(1936)年	21(1946)年	31(1956)年
人口	百万人	60.7	70.1	75.8	90.1
米の生産量	万t	815.0	983.6	912.4	1064.7
農業総産出額	兆円	…	…	…	1.6
農地面積	万ha	…	…	…	601
総農家戸数	万戸	556	560	570	604(30年)

資料：総務省「人口推計」、農林省、農商省「農林省統計表」、農林水産省「作物統計」、「生産農業所得統計」、「耕地及び作付面積統計」「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「食料需給表」

注：1) 米の生産量は子実用

2) 平成30(2018)年度以降の供給熱量ベース総合食料自給率は、イン(アウト)パウンドによる食料消費増減分を補正した数値。数値は各年度のもの

3) 米の1人当たりの消費量は、年間の国内の食料消費用として仕向けられた数量を総人口で除した値であり、加工米飯、もち、米菓、米穀粉は含まれ、飼料用、種子用、加工用(酒類、みそ等)の米は含まない。数値は各年度のもの

4) 総農家戸数は各年2月1日時点の数値。ただし、沖縄県は平成17(2005)年まで前年12月1日の時点の数値

- ✓ 1961年に農業の生産性向上や生活水準の均衡を目標とする「農業基本法」が制定
- ✓ 1970年代：都市の過密と農村の過疎化が進行する中、多くの兼業農家が稲作にシフト
- ✓ 1980年代：所得が向上、生活様式も変化し、食生活が高度化・多様化
- ✓ 1990年代：新たな国際環境や、環境問題、食料危機への不安等が顕在化

### 1961年(昭和36年)の農業基本法制定

- 農業の生産性の向上、農業従事者と他産業従事者との生活水準の均衡を目標とする「農業基本法」が制定
- 生産政策、価格・流通政策、構造政策を3本の柱とする農業政策を方向付け。同法に基づき農業白書が作成・公表
- 供給熱量ベース総合食料自給率は、1965年度に73%。以降、米の消費量減少等の食生活の変化とともに低下へ

### 1970年代(昭和45～54年)

- 都市化、工業化が全国に波及、都市の過密と農村の過疎化が進行
- 多くの兼業農家が稲作にシフト、専門的な経営は養豚や養鶏、施設園芸等の資本集約的部門へ
- 米は1966年度に完全自給を達成したが、消費が減退する中で生産量が増加し続け供給過剰となり、1971年から生産調整が本格実施
- 肉類等の消費が伸び、穀物の消費が減少。農産物輸入は増加し続け、我が国は世界有数の農産物純輸入国になり、食料自給率は50%台へ

### 1980年代(昭和55～63年)

- 好調な対外輸出に支えられ、景気拡大基調。所得が向上、生活様式も変化
- 食生活が洋風化・多様化して、スーパーマーケット等で中食の売場が拡大

### 平成へ(1989年～)

- 東西ドイツの統一、ソヴィエト連邦の崩壊等により冷戦体制が終結
- 我が国は、1991年のバブル崩壊以降、長い経済低迷期へ。1993年の冷夏により、米の大不作発生
- 同年にガット・ウルグアイ・ラウンドが実質合意し、1995年にWTO農業合意が実施
- 農村で過疎化や高齢化が引き続き進行、一方で、グリーン・ツーリズム等の交流活動が活発化



昭和40年代後半の学校給食

資料：一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団



スーパーマーケットの総菜売場



農家民宿での料理体験

資料：舟板 昔ばなしの家

## (参考) 昭和36(1961)～平成10(1998)年の主な動き

	昭和36(1961)年～	45(1970)年～	55(1980)年～	平成元(1989)年～
一般	東海道新幹線開業(39) オリンピック東京大会開催(39) いざなぎ景気(40～45) 東名高速道路全線開通(44)	日本万国博覧会(大阪)開催(45) 沖縄本土復帰(48) 石油ショック(48,54)	東北・上越新幹線開業(57) 青函トンネル開業(63) 瀬戸大橋開通(63)	消費税導入(元) 東西ドイツ統一(2) ソヴィエト連邦崩壊(3) バブル経済崩壊(3) EU(欧州連合)発足(5)
食料	2ドア冷蔵庫の登場(36)	ファストフード店の登場(45) 卸売市場法制定(46) カップ麺の登場(46) フランチャイズ方式によるコンビニエンスストアの登場(49)	日本型食生活の提起(55) 宅配ピザの登場(60)	加工食品の期限表示制度導入(7) ミニマムアクセス米輸入開始(7) O-157による食中毒発生(8)
農業	農業基本法制定(36) 農業就業者1千万人を割る(40) 米の生産量ピーク(42) 農業振興地域整備法制定(44)	米の生産調整の本格実施(46)	ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉開始(61)	肉用子牛生産者補給金制度創設(2) ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉決着(5) 米の大不作(5) 青年就農促進法制定(7)
農村	八郎潟干拓地に大潟村誕生(39)	過疎地域対策緊急措置法制定(45) 農村地域工業導入法制定(46) 国土利用計画法制定(49) 一村一品運動の提唱(54)	郵便局によるふるさと小包の取扱開始(58)	グリーン・ツーリズムの提唱(4) 特定農山村法制定(5) 農山漁村滞在型余暇活動促進法制定(6)

	単位	昭和36(1961)年	45(1970)年	55(1980)年	平成元(1989)年
人口	百万人	94.3	103.7	117.1	123.2
食料自給率(供給熱量ベース)	%	73(40年度)	60	53	49
年間一人当たりの米の消費量	kg/人・年	117.4	95.1	78.9	70.4
農業総産出額	兆円	2.1	4.7	10.3	11.1
農地面積	万ha	609	580	546	528
総農家戸数	万戸	606(35年)	540	466	419

- ✓ 1999年に食料の安定供給の確保と農業・農村の多面的機能の発揮が図られるよう、「食料・農業・農村基本法」が制定
- ✓ 2000年代：BSEの発生を始め、食の安全や消費者の信頼を揺るがす事案が発生
- ✓ 2010年以降：貿易の枠組みが変化し、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定が発効
- ✓ 近年、新型コロナウイルス感染症、気候変動、地政学的情勢等の複合的なリスクが顕在化
- ✓ 制定時には想定されなかった情勢変化を踏まえ、2024年に食料・農業・農村基本法を改正

### 1999年(平成11年)の食料・農業・農村基本法制定

- 国民視点に立って政策を再構築し、食料の安定供給の確保と農業・農村の多面的機能の発揮が図られるよう、「食料・農業・農村基本法」が制定。基本法に基づき、2000年に策定された「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率目標を設定

### 2000年代(平成12～21年)

- 原油価格高騰等を背景にバイオ燃料の需要が増加。世界的な干ばつや洪水等の異常気象や金融危機、経済危機が発生。穀物市場で投機的な動きが広がり、穀物価格が急騰
- 国内でBSEや無登録農薬問題、大規模食中毒、牛肉偽装、事故米穀の不正規流通問題等が発生。食品安全に関する各種制度を創設・見直し

### 2010年以降(平成22～令和2年)

- 中心となる経営体への農地集積や地域農業の在り方等を定めた「人・農地プラン」の作成が開始、2014年に農地バンクが創設
- 貿易の枠組みが変化し、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定が発効

### 令和から未来へ

- 2020年から新型コロナウイルス感染症がまん延、2022年にはロシアがウクライナを侵略。農業者の減少・高齢化が著しく進行、農村では、都市に先駆けて人口減少・過疎化が進行
- 制定時には想定されなかった情勢変化を踏まえ、2024年に食料安全保障の確保を基本理念の柱とした食料・農業・農村基本法が改正
- 2025年4月からの食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推し進めるため、農地の大区画化、共同利用施設の再編・合理化等を集中的に実施
- 昭和100年の歴史と成果を引き継ぎ、未来につなげていけるよう関係者一体の取組が必要



建設会社による  
りんどう生産の取組



国際情勢の変化に伴う  
調達リスクの高まりを受け、  
備蓄を開始した肥料原料  
(茨城県)

## (参考) 平成11(1999)～令和7(2025)年の主な動き

	平成11(1999)年～	20(2008)年～	30(2018)年～	令和6(2024)年～
一般	9・11同時多発テロ(13) 京都議定書発効(17) 原油価格高騰(18)	穀物価格高騰(20) リーマンショック(20) 我が国の人口がピーク(20) 東日本大震災(23) TPP大筋合意(27) 国連でSDGs採択(27)	CPTPP発効(30) 日EU・EPA発効(31) 日米貿易協定発効(2) 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行(2)	能登半島地震(6) 大阪・関西万博開催(7)
食料	加工乳等による大規模食中毒事故(12) 食生活指針策定(12) 無登録農薬問題発生(13) 牛肉偽装事件発生(14) 食育基本法制定(17)	事故米穀の不正規流通問題発生(20) 「和食；日本人の伝統的食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録(25) 食品の機能性表示制度開始(27)	築地市場の豊洲移転(30) 輸出促進法制定(元)	食料供給困難事態対策法制定(6) 食料システム法制定(7)
農業	BSE感染牛発生(13) 79年ぶりに鳥インフルエンザ発生(16) リース方式による農業参入の展開(17) 品目横断的経営安定対策開始(19)	口蹄疫発生(22) 人・農地プラン策定開始(24) 農地中間管理機構創設(26) 地理的表示法制定(26)	豚熱発生(30) 収入保険開始(31) 農業用ため池管理保全法制定(元) みどりの食料システム法制定(4)	スマート農業技術活用促進法制定(6)
農村	中山間地域等直接支払導入(12) 多面的機能の評価に関する日本学術会議答申(13) 農地・水・環境保全向上対策導入(19)	六次産業化・地産地消法制定(22) 農山漁村再生可能エネルギー法制定(25) 都市農業振興基本法制定(27)		食料・農業・農村基本法改正(6)

	単位	平成11(1999)年	20(2008)年	30(2018)年	令和6(2024)年
人口	百万人	126.7	127.7	126.7	123.8
食料自給率(供給熱量ベース)	%	40	41	37	38(概算値)
年間一人当たりの米の消費量	kg/人・年	65.2	58.8	53.4	53.4(概算値)
農業総産出額	兆円	9.4	8.5	9.1	10.8
農地面積	万ha	487	463	442	427
総農家戸数	万戸	324	252	216(27年)	175(2年)

# 第1章

## 世界の食料需給と 我が国の食料供給の確保

- ✓ 世界の穀物消費量は前年度に比べ増加。中期的には需要の伸びは鈍化の見込み
- ✓ 主要穀物の生産量は、小麦・とうもろこし・大豆は前年度より増加、米は減少の見通し
- ✓ 主要穀物の国際価格は、おおむねロシアによるウクライナ侵略前の水準まで低下

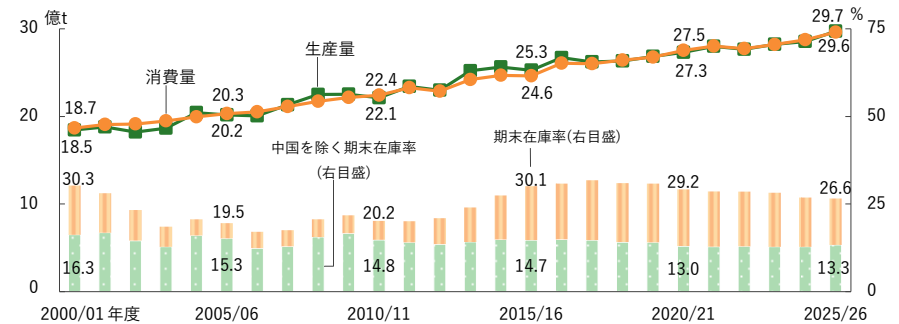
国際的な食料需給の動向

- 2025/26年度における世界の穀物消費量は、開発途上国の人口増加、所得水準の向上等に伴い、前年度に比べ8.4千万t(2.9%)増加する見込み。一方、今後の経済成長の弱含みを反映し、中期的には穀物等の需要の伸びは鈍化する見通し
- 2025/26年度における世界の穀物等の生産量(品目別)は、
  - ✓ 小麦は、前年度に比べ5.2%増加
  - ✓ とうもろこしは、前年度に比べ5.3%増加
  - ✓ 米は、前年度に比べ0.1%減少
  - ✓ 大豆は、前年度に比べ0.2%増加する見込み
- 2025/26年度の期末在庫率は、小麦は前年度に比べ上昇する一方、とうもろこし、米、大豆は前年度に比べ低下する見込み
- 穀物等の主要生産国が世界全体の生産量に占める割合は、小麦は65%、とうもろこしは75%、大豆は88%

国際的な食料価格の動向

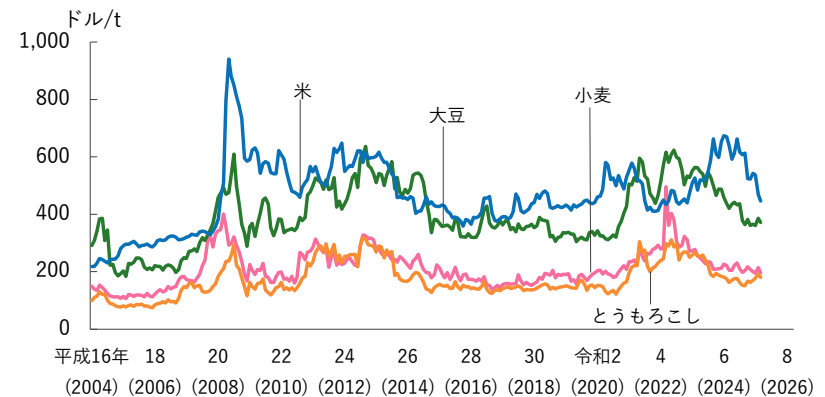
- 小麦・とうもろこし・大豆の国際価格は、おおむねロシアによるウクライナ侵略前の水準まで低下
- FAOが公表している食料価格指数は、2022年3月の160.2をピークに下落しており、2025年も120~130前後で安定して推移
- 世界のバイオ燃料用農産物の需要は増加の見通し

世界の穀物生産量、消費量、期末在庫率



資料：米国農務省「PS&D」、「World Agricultural Supply and Demand Estimates」を基に農林水産省作成  
 注：1) 穀物は、小麦、粗粒穀物(とうもろこし、大麦等)、米(精米)の合計  
 2) 期末在庫率 = 期末在庫量 ÷ 消費量 × 100  
 3) 令和8(2026)年2月時点の見通し

穀物等の国際価格

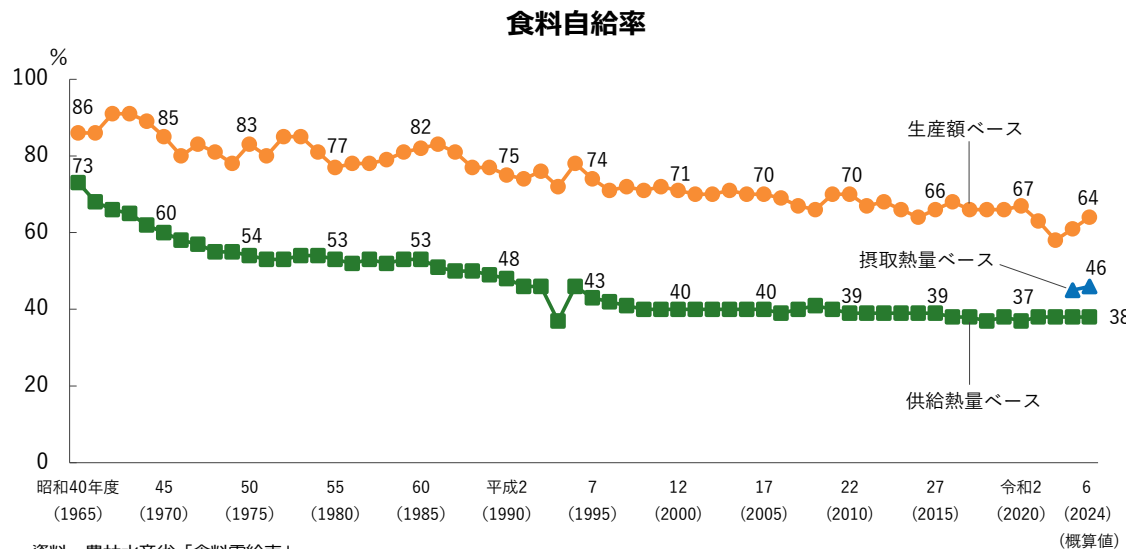


資料：シカゴ商品取引所、タイ国家貿易取引委員会のデータを基に農林水産省作成  
 注：令和7(2025)年3月時点の数値

✓ 2024年度の総合食料自給率は、供給熱量ベースで38%、生産額ベースで64%

食料自給率の動向、我が国における食料供給の確保

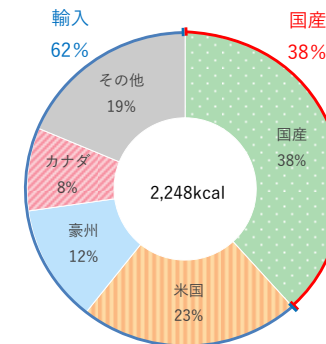
- 2024年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は38%と前年度並み。主食用米と砂糖の生産量の増加がプラス要因となる一方、春先の天候不順の影響による小麦の生産量の減少等がマイナス要因
- 2024年度の実産額ベースの総合食料自給率は64%と前年度に比べ3ポイント上昇。米・野菜・畜産物の国内価格の上昇がプラス要因
- 2024年度の摂取熱量ベース食料自給率は46%
- 長期的な食料自給率低下の主な要因は、食生活の多様化が進み、国内で自給可能な米の消費が減少したこと、輸入依存度の高い飼料を多く使用する畜産物の消費が増加したこと等
- 我が国の食料供給は、国産と輸入先上位3か国(米国、豪州、カナダ)で、供給熱量の約8割を占めている状況



資料：農林水産省「食料需給表」

注：平成30(2018)年度以降の総合食料自給率(供給熱量ベース・生産額ベース)は、イン(アウト)バウンドによる食料消費増減分を補正した数値

供給熱量の国・地域別構成(試算)



資料：農林水産省作成

注：1) 令和6(2024)年度の数値

2) 輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分を除く。

3) 主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和6年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域ごとの輸入量で按分して試算

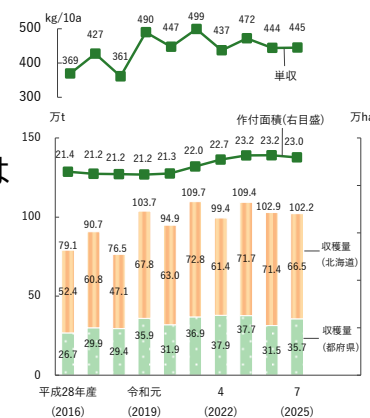
4) 輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域ごとの輸入量(可消化養分総量(TDN)換算)で按分

- ✓ 2025年産の小麦、2024年産の大豆の収穫量、2024年度の野菜・果実の生産量は、いずれも対前年減少
- ✓ 2024年度の牛肉・生乳・鶏肉の生産量は対前年増加、豚肉は減少、鶏卵は横ばい

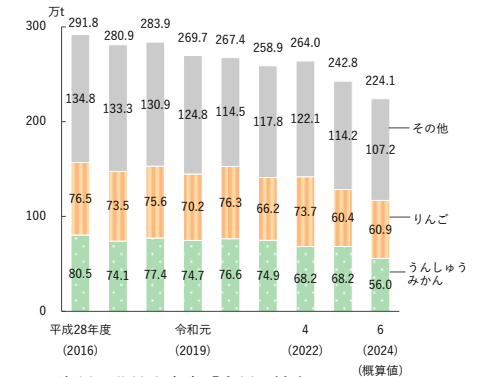
**麦、大豆の生産動向**

- 小麦の2025年産の収穫量は102万2千tと前年産に比べ0.7%減少
- 大豆の2024年産の収穫量は25万2千tと前年産に比べ3.2%減少
- 畑作物の本作化を推進。2024年産では約1.7万ha、2025年産では約0.8万haの水田で畑地化促進事業を実施

小麦の作付面積、収穫量、単収



果実の生産量



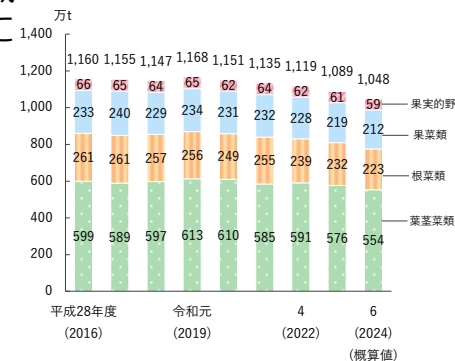
資料：農林水産省「作物統計」

資料：農林水産省「食料需給表」

**野菜・果実の生産動向**

- 2024年度の野菜の生産量は1,048万tと前年度に比べ3.8%減少。需要量の約6割を占める加工・業務用野菜は国産割合が約7割程度。加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向けた取組を支援
- 2024年度の果実の生産量は224万1千tと前年度に比べ7.7%減少。園地の集積・集約化や、基盤整備、省力樹形等の導入等により生産基盤の強化を推進

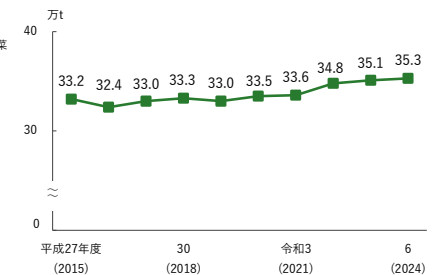
野菜の生産量



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

- 注：1)葉茎菜類は、葉茎を食用に供するもので、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ等  
 2)根菜類は、根部又は地下茎を食用に供するもので、だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、れんこん、さといも、やまのいも等  
 3)果菜類は、果実を食用に供するもので、なす、トマト、きゅうり、かぼちゃ、ピーマン等  
 4)果実的野菜は、市場等で果実として扱われているもので、いちご、すいか、メロン

牛肉の生産量



資料：農林水産省「畜産物流通調査」を基に作成  
 注：部分肉ベースの数値

**主要畜産物の生産動向**

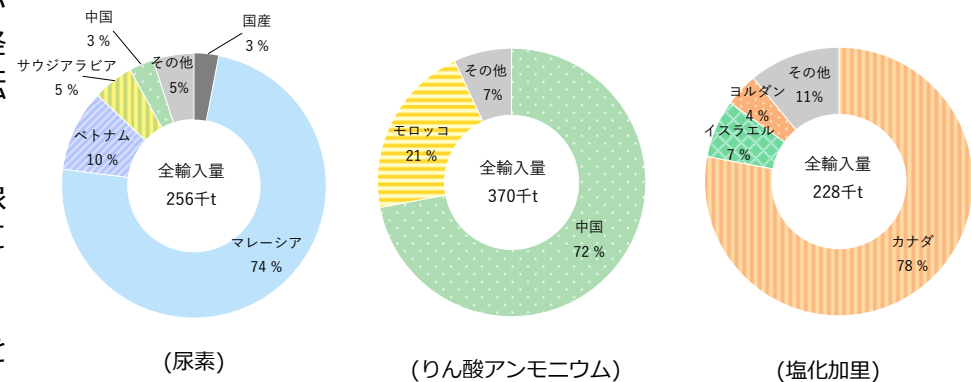
- 2024年度の牛肉の生産量は35万3千tと前年度に比べ0.6%増加、生乳の生産量は737万3千tと前年度に比べ0.7%増加
- 2024年度の豚肉の生産量は89万5千tと前年度に比べ1.5%減少、鶏肉の生産量は171万1千tと1.2%増加、鶏卵の生産量は244万4千tと前年度並み
- 地域における畜産の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等や経営資源を継承する取組、農業生産資材の価格高騰等を踏まえた牛群構成の転換を支援

- ✓ 肥料原料の資源は世界に偏在、特定国からの輸入に依存。民間事業者の備蓄の取組を支援
- ✓ 農薬製剤の大部分、農薬原体の相当量を国内で生産。輸入先も分散し、リスクは小さい
- ✓ 穀物の種子・果樹の種苗はほぼ全量を国内生産。野菜種子は我が国の種苗会社が世界各国で生産
- ✓ 飼料穀物のほとんどを輸入に依存。配合飼料メーカー等が需要量の約1か月分を備蓄

農業生産資材の供給

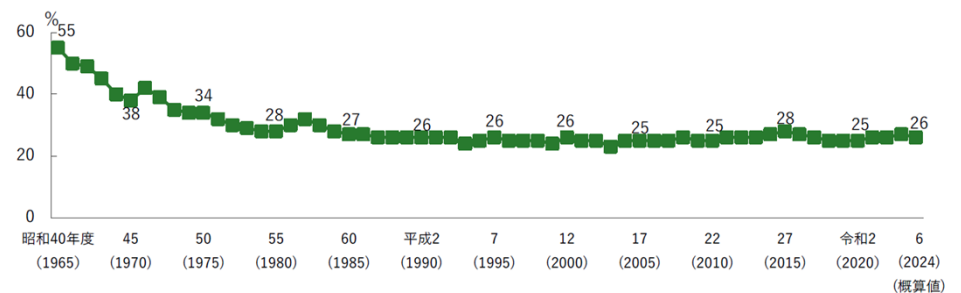
- 主要な肥料の原料となる資源が世界に偏在している中、我が国は主要な肥料原料の大部分を輸入に依存。2021年秋以降の肥料原料の輸入の停滞などを受け、輸入業者が調達国を転換する取組が進展
- 供給途絶リスクの高いりん酸アンモニウムと塩化加里を対象に、年間需要量の3か月分の備蓄に向け、肥料関係事業者における原料保管に係る取組を支援
- 農薬製剤については大部分を、農薬原体については相当量を国内で生産し、輸出を行うほか、輸入先も分散されており、輸入リスクは比較的小さい状況
- 穀物の種子、果樹の種苗については、ほぼ全量を国内で生産。野菜種子については、我が国の種苗会社が種子生産に適した北半球・南半球の複数国でリスクを分散して生産。種苗会社が約1年分を国内で備蓄し、安定供給体制を確保
- 2024年度の飼料自給率は26%と前年度に比べ1ポイント低下。不測の事態に備え、配合飼料メーカー等が需要量の約1か月分を備蓄

2024肥料年度における我が国の肥料原料の輸入相手国



資料：農林水産省作成  
 注：1) 令和6(2024)肥料年度は、令和6(2024)年7月～7(2025)年6月までの期間  
 2) 全輸入量には、国産は含まれない。  
 3) 工業用仕向けのものを除く。

飼料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」  
 注：粗飼料及び濃厚飼料を可消化養分総量(TDN)に換算して算出

- ✓ 肥料や飼料等の輸入依存度の高い農業生産資材について、国内生産・利用拡大を推進
- ✓ 物価高騰対策として、重点支援地方交付金により地域の実情に応じた取組を支援

**農業生産資材の生産・流通の確保**

- 国内資源を活用した肥料への転換のため、畜産由来の堆肥、下水汚泥資源等の高品質化・ペレット化等を通じて肥料利用を推進
- 輸入飼料への過度な依存からの脱却に向け、国産飼料の生産・利用拡大を推進。耕種農家と畜産農家が連携し、飼料作物と堆肥を循環させる耕畜連携を推進
- 人材確保・育成を通じたコントラクター等の飼料生産組織の運営強化、国産粗飼料の広域流通、草地整備による生産性向上等を支援。飼料生産も含めた地域計画の策定や実現に向けた取組を促進

**燃料価格・物価高騰への対応**

- 施設園芸経営において、2023年の経営費に占める燃料費の割合は約2~4割。省エネに取り組む産地を対象に、燃料価格上昇分の一部支援を実施。ヒートポンプ等の導入支援を継続
- 農業水利施設は維持管理費に占める電気料金の割合が大きく、省エネルギー化の推進、電気料金高騰分の一部支援を実施
- 物価高騰の影響緩和のため、地方公共団体が、農業生産資材費高騰分の直接支援といった農業分野での事業者支援や生活者支援等の地域の実情に応じたきめ細かな事業を実施できるよう、重点支援地方交付金により支援

**事例 国内資源の肥料利用を拡大し、地域資源循環を実践**

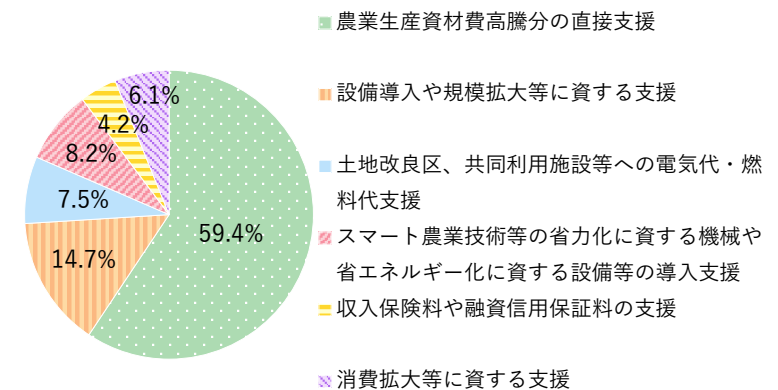
朝日アグリ株式会社(埼玉県)



家畜ふん堆肥を活用した肥料

- ✓ 家畜ふん堆肥を活用して肥料を製造、堆肥の調達元で利用する地域資源循環に農協等と連携して取り組み
- ✓ 同県で発生した食品残さを原料とした有機質肥料や下水汚泥焼灰を活用した複合肥料の開発等の新たな取組にも挑戦

**2025年度における農業分野の重点支援地方交付金実施計画の事業別割合**



資料：内閣府公表資料を基に農林水産省作成

注：1) 地方公共団体から提出され、内閣府が取りまとめ公表している実施計画から、推奨事業メニュー「農林水産業における物価高騰対策支援」に当てはまる事業のうち、令和7(2025)年12月24日までに内閣府が交付決定した事業から、農業分野に関する支援として839事業を抽出し、農林水産省にて独自に分類・集計したもの

2) 「設備導入や規模拡大等に資する支援」には、スマート農業機械や省エネルギー化に資する設備等を除く。

- ✓ 食料供給困難事態対策法が施行。兆候の段階から政府一体となった対策の実施体制を構築
- ✓ 基本方針では、不測時の判断基準や、平時及び不測時の対策を示すとともに、要請等を行う対象者を明確化
- ✓ 不測時に備え官民による総合的な備蓄を推進

**不測時における食料安全保障の対応の強化**

- 食料供給困難事態対策法が2025年4月に施行され、食料供給が減少し、国民生活・国民経済に影響が生じる事態を防止するため、必要な対策を政府一体で早期から実施
- 国民の食生活上又は国民経済上重要な品目である「特定食料」と、特定食料の生産に必要な不可欠な「特定資材」を指定
- 2025年4月に閣議決定した基本方針では、不測時の判断基準や平時及び不測時の対策を示すとともに、要請等を行う対象者を明確化
- 長期の供給不足が見込まれ、備蓄の活用や出荷・販売の調整、輸入の促進によってもなお、供給不足の解消が困難と見込まれる場合に、生産の促進の要請等を実施
- 生産の促進の要請等は、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の事業者を対象とし、自家消費を目的とする小規模な生産者や、樹木の伐根や施設の撤去をしなければ生産できない者は対象外とすることを明確化

**不測時に備えた備蓄の実施**

- 政府は、米を100万t程度備蓄。食糧用小麦については外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分、飼料穀物についてはとうもろこし等100万t程度をそれぞれ民間で備蓄し、政府が保管費等の一部を支援

**食料供給困難事態対策法に基づく基本方針について**

基本方針のポイント		
事態	事態の判断基準	主な措置の考え方・内容
(平時)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内生産基盤やサプライチェーンの維持強化、食料需給等の情報収集・分析、安定的な輸入の確保、国民理解の醸成</li> <li>・官民合わせた備蓄・在庫をトータルで把握する総合的な備蓄の推進</li> <li>・定期的な演習の実施、要請等の対象者の把握</li> </ul>
食料供給困難兆候	異常気象など食料供給が大幅に不足する兆候の段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買占め等の抑制のための消費者への情報提供や働きかけ</li> <li>・供給確保のために最低限必要な範囲で、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 一定規模以上の輸入業者等に出荷販売の調整や輸入の要請を行い、</li> <li>&gt; 事態が長期化し、上記要請では事態解消が困難と見込まれる場合に限り、一定規模以上の農業者を中心に生産を要請</li> </ul> </li> </ul>
食料供給困難事態	食料供給が大幅に不足し、国民生活等に支障が生じた段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給確保のために最低限必要な範囲で、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 一定規模以上の輸入業者等に輸入や出荷販売の計画届出を指示し、</li> <li>&gt; 上記対応では事態解消が困難と見込まれる場合に限り、一定規模以上の農業者を中心に生産の計画届出を指示。なお、農業者が作成する計画は、生産量を増やす計画である必要はない</li> <li>(花を生産している農家に米の生産を求めるともない)</li> </ul> </li> </ul>
	最低限度必要な食料供給が確保されないおそれのある段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給熱量が平時の摂取熱量を下回り、かつ、供給熱量が1,850kcal/人・日を下回るおそれがある場合</li> <li>・熱量等を重視した生産推進のため、必要に応じ、政令で対象食料を追加</li> </ul>

特定食料

【農林水産物】

米穀、小麦、大豆(食用含む)、なたね・油やしの実、てんさい・さとうきび、生乳、牛肉・豚肉・鶏肉、鶏卵

【加工品】

小麦粉、植物油脂、砂糖、飲用牛乳・乳製品、液卵・粉卵

特定資材

肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品

資料：農林水産省作成

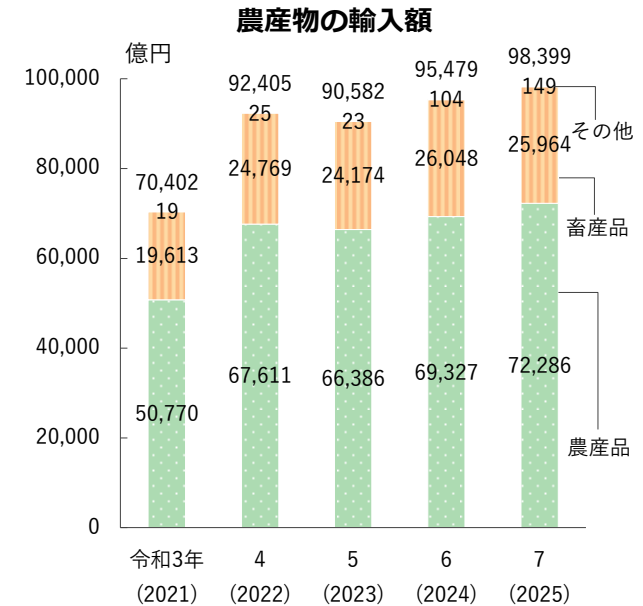
- ✓ 農産物の輸入額は前年に比べ3.1%増加
- ✓ 輸入相手国における調達網の強靱化に向け、政府間対話の枠組みの整備、官民での情報共有等を推進

**我が国における食料輸入等の状況**

- 2025年の農産物輸入額は9兆8,399億円と前年に比べ3.1%増加。我が国の主要農産物の輸入構造は少数の特定国に依存
- 将来の食料輸入に不安を持つ消費者の割合は約8割。世界的な食料需要の増加や国際情勢の不安定化等に伴う食料安全保障上のリスクが高まる中、将来にわたって食料を安定的に確保する必要
- サプライチェーンの強靱化に向けた取組が重要

**食料・農業生産資材の安定的な輸入の確保**

- 輸入相手国における調達網の強靱化に向け、我が国事業者が行う投資案件の形成を支援するとともに、輸入相手国の多様化の観点も含め、輸入相手国との政府間対話の枠組みの整備、海外からの情報収集、国内における官民での情報共有等を推進
- 2025年8月にブラジルとの間で、穀物の安定供給に関する官民合同の対話である「日伯グレイントークス」を実施。同年10月にはアメリカ合衆国小麦連合会との間で、米国からの小麦供給の安定化に関する協力覚書に署名
- 我が国の輸入事業者が行う輸入・調達事業をめぐる課題や要望を適切に把握の上、官民の協力・連携の下に関連施策を講じていく方針
- 食料の安定的な輸入に向け、港湾機能を強化。大型船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等による効率的な海上輸送網の形成を推進



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成  
注：「その他」には、詳細が不明な品目等を含む。



日伯グレイントークス

- ✓ 国際会議において、国内の農業生産強化の重要性や持続可能性との両立の必要性を主張
- ✓ 各国との関係構築のための国際協力を推進するほか、米国の関税措置に対応

**交渉等への対応**

- アラブ首長国連邦等とEPA交渉を実施。バングラデシュとのEPAを2026年2月に署名。日・インドネシアEPA改正議定書が2025年4月に国会で承認
- 2025年は、南アフリカでG20農業大臣会合及びG20食料安全保障大臣会合が開催。我が国は、食料安全保障の確保における国内の農業生産強化の重要性や持続可能性との両立を主張

**戦略的・二国間関係の構築、環境・人権等新たな議論への対応**

- 日本産農林水産物・食品の輸出拡大に向け、インドネシアに対して早期輸入解禁等の要請を実施するほか、ベトナムの現地企業等との意見交換を実施
- ベトナムにおける二国間の協力関係の強化及び投資機会の拡大のため、日越農業協力ハイレベル会合において「日越農業協力量中長期ビジョン(フェーズ3)」を承認。日越農業協力対話官民フォーラムにおいて日越民間企業による覚書を発表
- アルゼンチンで「第3回日亜農林水産業・食料産業対話」を開催
- 「みどりの食料システム戦略」をアジアモンスーン地域の持続的な食料システムの取組モデルとして提唱、ルール形成に参画

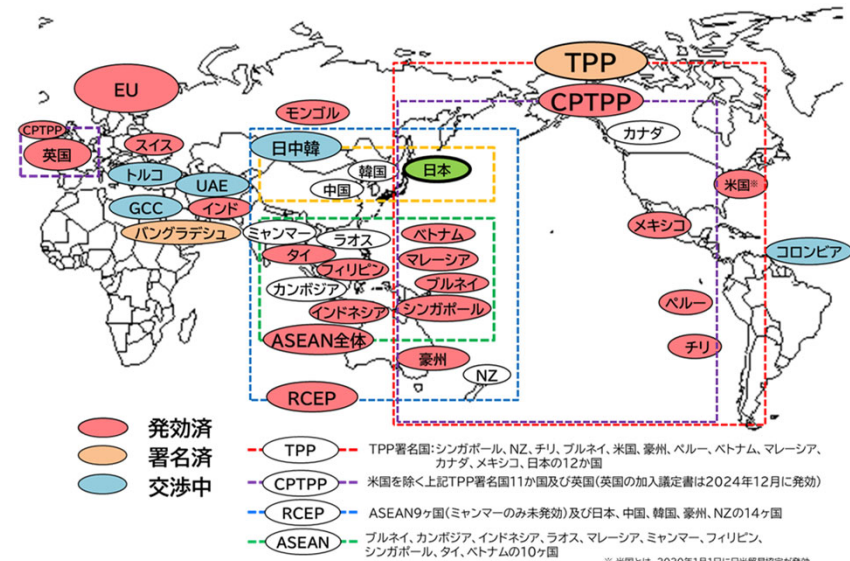
**関係構築のための国際協力、国際的課題への貢献**

- インドへの農業ビジネス投資の促進に向け、モデルファームでの農業生産資材や技術の実証等を実施。ウクライナへは、農林水産省及び我が国企業で構成された官民ミッションを派遣し、ウクライナの現地企業とビジネスマッチングを実施
- アジアモンスーン地域を中心とした水田農業におけるかんがい排水に係る課題について、国際水田・水環境ネットワーク(INWEPF)と連携して対応。2025年は7年ぶりに我が国で国際シンポジウムを開催

**農林水産物・食品分野に係る米国の関税措置への対応**

- 2025年4月に米国が発表した相互関税に対して、米国との交渉、事業者・団体との意見交換・対話を実施。関税措置の影響を受ける農林漁業者・食品事業者等に対して、商流維持・輸出先の多角化、施設整備等を支援

我が国におけるEPA/FTA等の状況



資料：農林水産省作成



ウクライナへの食料・農業分野の官民ミッションの派遣



# 第2章

## 農業の持続的な発展と 食料自給力の確保

- ✓ 2024年の農業総産出額は10.8兆円
- ✓ 主業経営体1経営体当たりの農業所得は494万円と前年に比べ増加

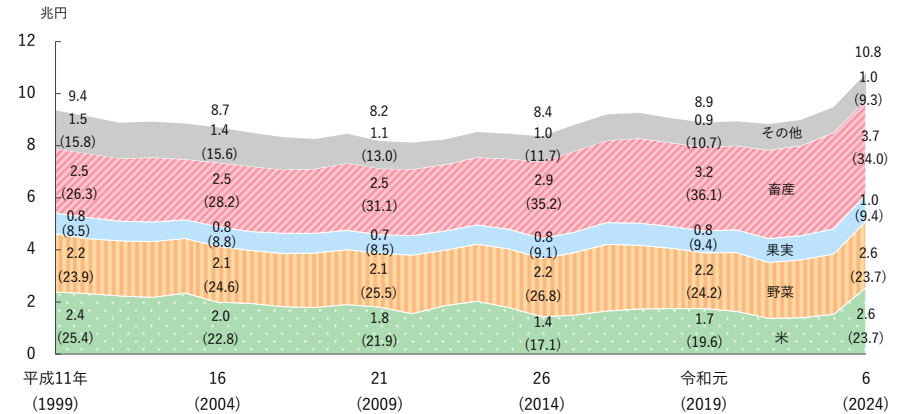
農業の動向

- 2024年の農業総産出額は10.8兆円と前年に比べ13.6%増加。主な要因として、米や野菜の価格の上昇
- 部門別では、畜産が約3.7兆円、米が約2.6兆円、野菜が約2.6兆円
- 都道府県別の農業産出額は、北海道が1位。次いで鹿児島県、茨城県、千葉県、青森県の順
- 2024年の生産農業所得は4兆円と前年に比べ20.5%増加

農業経営の動向

- 2024年における全農業経営体1経営体当たりの農業所得は168万6千円と前年に比べ47.6%増加。主業経営体1経営体当たりの農業所得は494万2千円と前年に比べ22.3%増加
- 米、小麦、大豆の単位面積当たりの労働時間は、1960年代以降、ほ場整備や機械化の進展等により大幅に減少したものの、2000年以降は減少率が低減。労働生産性・土地生産性の向上が必要であり、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業技術を始めとする生産性向上・省力化のための技術の開発・導入や、多収化等に資する品種の開発等が重要

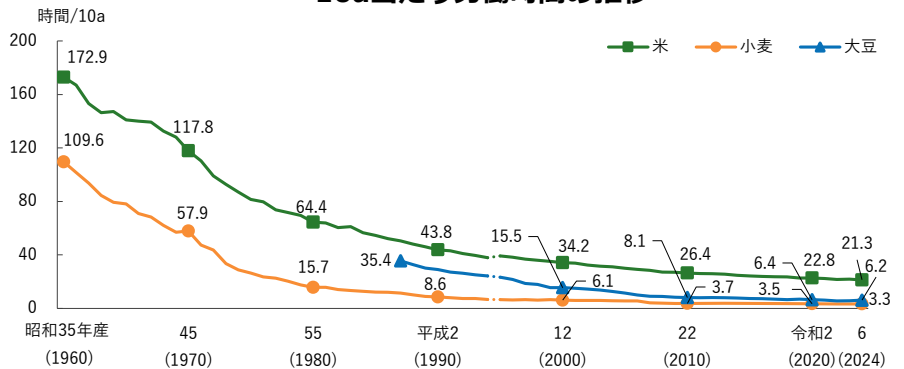
農業総産出額



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

- 注：1) 農業総産出額とは、当該年に生産された農産物の生産量(自家消費分を含む。)から農業に再投入される種子、飼料等の中間生産物を控除した品目別生産量に、品目別農家庭先販売価格を乗じて推計したもの
- 2) 「その他」は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物、加工農産物の合計
- 3) ( )内は、各年の農業総産出額に占める部門別の産出額の割合(%)

10a当たり労働時間の推移



資料：農林水産省「農産物生産費統計(個別経営体)」

- 注：平成6(1994)年産までは直接労働時間、平成7(1995)年産以降は直接労働時間と間接労働時間の合計であるため、破線でつなげている。

- ✓ 農業経営体数は減少傾向で推移、基幹的農業従事者数は102万人にまで減少
- ✓ 担い手の育成・確保を図るとともに、経営基盤の強化を推進

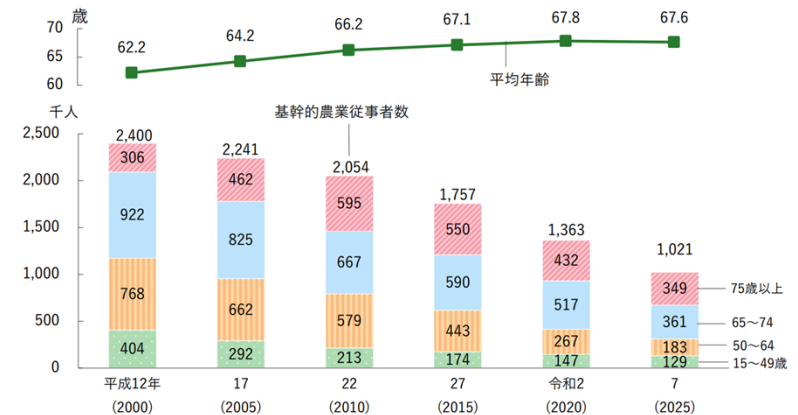
**農業経営体の動向等**

- 農業経営体数は減少傾向で推移しており、2025年は82万8千経営体と2020年に比べ23.0%減少。全体の9割以上を占める個人経営体は2020年に比べ23.9%減少した一方、団体経営体は2020年に比べ2.9%増加
- 2025年の個人経営体のうち、主業経営体は18万9千経営体、準主業経営体は8万6千経営体、副業的経営体は51万4千経営体
- 基幹的農業従事者数も減少し続けており、2025年は102万1千人と2000年の240万人の半数以下に減少。平均年齢は67.6歳となっており、65歳以上は71万人と全体に占める割合は69.5%

**経営継承や新規就農、人材育成・確保等**

- 5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者を確保している経営体の割合は、平地農業地域の経営耕地面積50ha以上の層でも6割以下、1ha未満の層では2割程度となっており、計画的な経営継承を促進する必要
- 2023年の新規就農者数は4万3,460人と前年に比べ5.2%減少。就農形態別で見ると、新規雇用就農者は9,300人と前年に比べ12.0%減少し、厳しい経営環境等が影響した可能性
- 近年、GAPに取り組む農業高校・農業大学校が増加。スマート農業や有機農業等の教育カリキュラムの強化等を支援

基幹的農業従事者数と平均年齢



資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」、「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)、「2015年農林業センサス」(組替集計)、「2020年農林業センサス」、「2025年農林業センサス」を基に作成

注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値

2) 平成12(2000)年及び平成17(2005)年については販売農家の数値

**規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化**

- 2024年度の農業経営体に占める認定農業者の割合は25.6%に上昇
- 2025年の集落営農数は1万3,952組織と前年に比べ53組織減少する一方、集落営農全体に占める法人の割合は近年上昇
- 2025年の法人経営体数は3万3,100経営体と2020年から7.9%増加。農業法人の財務基盤は他産業と比べて脆弱な状況であり、農業者の経営管理能力の向上に向けた取組を実施

- ✓ 女性の認定農業者数は増加。農業委員・農協役員等に占める女性の割合も上昇傾向
- ✓ 農業分野の雇用労働力の確保、多様な農業者による農業生産活動等の取組を支援

**女性が活躍できる環境整備**

- 2024年度における女性の認定農業者数は1万2千経営体と前年度に比べ1.2%増加。全体の認定農業者に占める女性の割合は5.5%と前年度に比べ0.1%上昇
- 農業委員、農協役員、土地改良区理事に占める女性の割合は上昇傾向で推移しており、2024年度は、農業委員では14.4%、農協役員では10.7%、土地改良区理事では2.6%に上昇
- 「農業リーダーズサミット2025－変革の時代を生き抜く地域農業の在り方－女性登用の意義」を開催し、女性に選ばれる組織・地域づくりについて議論
- 「農業女子プロジェクト」に参画する企業・教育機関等が情報交換を行う「パートナーズ会議」を初開催し、企業等間の新たな連携を模索する交流のきっかけづくりを実施

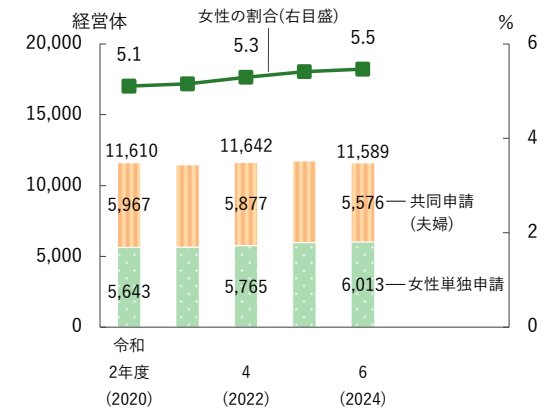
**持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備**

- 農業就業人口の減少が進む中、雇用労働力の確保が重要。労働環境の改善を推進
- 農業分野における外国人材の確保と円滑な受入れに向けて、働きやすい環境の整備等を支援

**多様な農業者による農業生産活動等の展開**

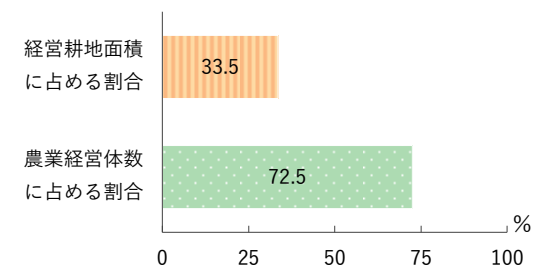
- 2025年における農業経営体に占める担い手以外の経営体の割合は72.5%、経営耕地面積の占める割合は33.5%。農業を副業的に営む経営体等が、地域社会の維持に一定の役割
- 経営・技術等をサポートする農業支援サービス事業者の育成・確保、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために地域共同で行う農地・水路等の保全活動の推進等の取組を支援

女性の認定農業者数



資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況」を基に作成  
注：各年度末時点の数値

農業経営体に占める担い手以外の割合



資料：農林水産省「2025年農林業センサス」、「令和6年農業構造動態調査」を基に作成  
注：1) 準主業経営体と副業的経営体の割合  
2) 農業経営体数に占める割合は令和7(2025)年2月1日時点の数値  
3) 経営耕地面積に占める割合は令和6(2024)年2月1日時点の数値

- ✓ 農業経営の安定に向け、各種セーフティネット対策を実施。収入保険の加入者は引き続き拡大
- ✓ 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化や、農協系統組織の自己改革の取組を推進

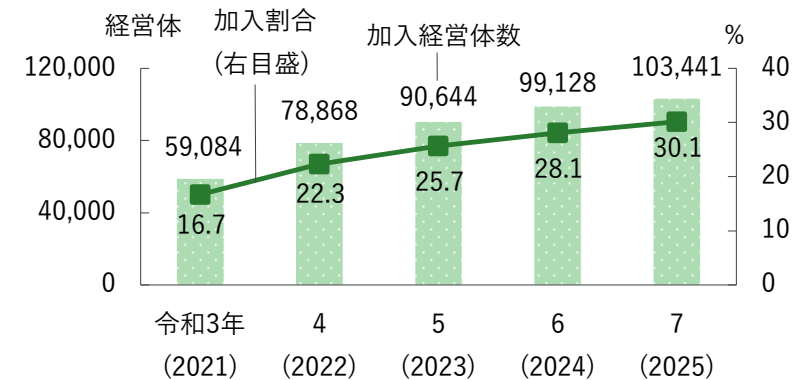
**農業経営資金ニーズへの対応や中長期的なセーフティネット対策**

- 農業経営の規模拡大や、物流、加工、輸出等の取組の進展等により、農業分野の資金需要は拡大している状況。こうした状況を踏まえ、民間資金の更なる活用を促進するため、制度の改正も視野に検討
- 経営所得安定対策のうち、2025年度の畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の作付計画面積は50万8千haと前年度に比べ1万8千ha減少。米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)の申請面積は、収入保険への移行等により、55万2千haと前年度に比べ1万5千ha減少
- 収入保険の加入者は引き続き拡大。自然災害による損害を補償する農業共済と合わせた農業保険全体で見た場合、2024年産における水稻の作付面積の81%、麦の作付面積の96%、大豆の作付面積の81%が加入

**流通・加工の合理化**

- 2025年時点で稼働している共同利用施設のうち、約7割が30年以上前に設置され、その老朽化が進行。地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進
- 農協系統組織は農産物の有利販売や農業生産資材の価格引き下げ等、農業者の所得向上等に向けた自己改革の取組を推進
- 国連の「国際協同組年年」に合わせて協同組合の魅力を伝えるイベントやその役割を発信するためのシンポジウムを開催

収入保険の加入経営体数と加入割合



資料：農林水産省作成

注：加入割合のうち、令和3(2021)年～6(2024)年は「2020年農林業センサス」における青色申告を行っている農業経営体数(35万3千経営体(正規の簿記と簡易な記帳の合計))に対する割合。令和7(2025)年は「2025年農林業センサス(概数値)」における青色申告を行っている農業経営体数(34万4千経営体(正規の簿記と簡易な記帳の合計))に対する割合



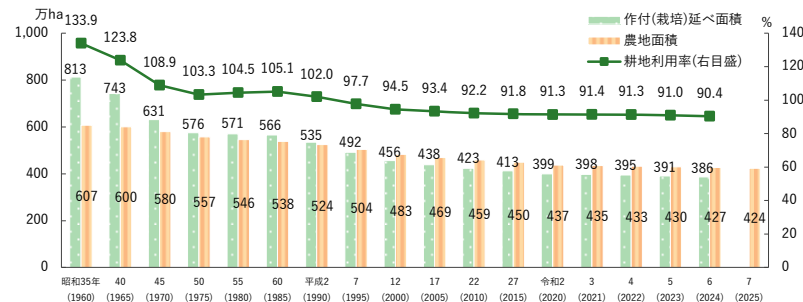
シンポジウムのチラシ

- ✓ 農地面積は減少傾向で推移。担い手への農地集積率は上昇傾向
- ✓ 農地バンクを活用し、地域計画の目標地図に位置付けられた受け手への集積・集約化を推進
- ✓ 農業振興地域制度に基づき農用地の確保を推進

農地の確保に向けた取組

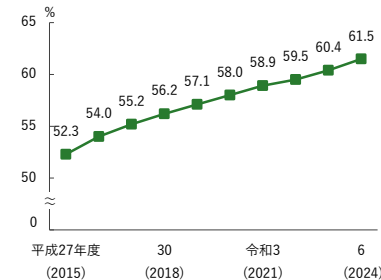
- 2025年の農地面積は424万ha。耕地の荒廃や転用等により前年に比べ3万3千ha減少。2024年度に新たに発生した荒廃農地面積は2万4千ha、新たに再生利用された荒廃農地面積は8千ha
- 所有者不明農地を農地バンク経由で担い手へ貸付けできる仕組みにより、担い手への農地の集積・集約化を推進
- 農地所有適格法人以外の一般法人はリースによる農地の権利取得が認められており、リース法人数は2024年1月時点で4,544法人、借入面積の合計は1万8,096ha
- 担い手への農地集積率は上昇傾向にあり、2024年度は61.5%と前年度に比べ1.1ポイント上昇
- 農地バンクでは、地域計画の中で目指すべき将来の農地の利用を明確化した目標地図に位置付けられた受け手に対して、農地の集積・集約化を促進。2024年度の農地バンクの借入面積は6万3千haと前年度に比べ1万1千ha増加し、転貸面積は7万2千haと前年度に比べ1万ha増加
- 農業委員会では、農地の集積・集約化や遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化に向けた現場活動を実施。また、農地バンクへの貸付け等を促進
- 2025年4月に施行された改正後の「農業振興地域の整備に関する法律」により、農地の総量確保のための措置を強化

農地面積、作付(栽培)延べ面積、耕地利用率



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」  
注：耕地利用率(%)=作付(栽培)延べ面積÷耕地面積×100

担い手への農地集積率



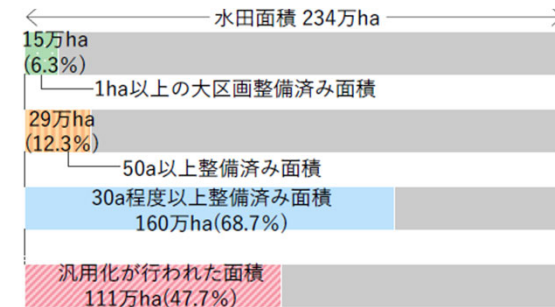
資料：農林水産省作成  
注：1) 農地バンク以外によるものを含む。  
2) 各年度末時点の数値  
3) 「担い手」とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、基本構想水準到達者を指す。

- ✓ **新たな土地改良長期計画に基づき、農地の大区画化、管理作業の省力化整備等を推進**
- ✓ **労働時間の大幅な削減を可能とする1ha以上の大区画に整備済みの水田面積は6.3%、暗渠排水の設置等による汎用化が行われた水田面積は47.7%**

**農業生産基盤の整備・保全**

- 2025年度から2029年度までを計画期間とする新たな土地改良長期計画を策定。農地の大区画化、中山間地域等における管理作業の省力化整備の推進、老朽化する農業水利施設の補修・更新、防災重点農業用ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進
- 2023年の水田の整備状況は、30a程度以上の区画に整備済みの面積が68.7%、50a以上の区画に整備済みの面積は12.3%、労働時間の大幅な削減を可能とする1ha以上の大区画に整備済みの面積は6.3%、暗渠排水の設置等により汎用化が行われた面積は47.7%。畑の整備状況は、畑地かんがい施設整備済み面積は25.9%、区画整備済み面積は65.7%
- 2023年の標準耐用年数を超過している基幹的施設は58%、基幹的水路は48%
- 人口減少に対応するため、基幹施設においては、農地面積や営農の変化を踏まえた集約・再編等のストックの適正化、ロボット等を活用した管理水準の向上、施設の操作・運転の省力化・自動化等の対応、末端施設においては、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備等を推進
- ため池工事特措法等に基づき、農業用ため池の適切な管理保全、防災重点農業用ため池の防災工事等を推進
- 2025年4月に施行された改正後の土地改良法により、土地改良区が水土里ビジョンを作成し、市町村等の関係者と連携して土地改良施設及びその関連施設を保全する連携管理保全事業の実施が可能となるなど、土地改良区の運営体制の強化を推進

水田の整備状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成  
 注：1) 「汎用化が行われた面積」は、「30a程度以上整備済み面積」のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水水位が70cm以下かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積  
 2) 「水田面積」は令和5(2023)年7月時点の田の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和5(2023)年3月末時点の数値

**事例 基盤整備を契機とした法人への農地の集積と高付加価値化の取組**

新温泉町(兵庫県)



減農薬ブランド米



酒米栽培の様子

- ✓ 基盤整備を契機として集落営農を法人化し、農地を集積。農作業や維持管理作業の効率化による生産コストの低減を実現
- ✓ 付加価値の高い減農薬ブランド米や、地元酒造会社との契約栽培による酒米の生産が拡大し、農業者の所得向上に貢献

- ✓ スマート農業技術等の開発・普及促進や、スタートアップによる技術開発・社会実装を支援
- ✓ 現場の課題に対応した研究開発や、農林水産分野の国際研究を推進

**生産性向上に対応した基盤整備、スマート農業技術等の開発・普及促進**

- スマート農業技術に適した農地の大区画化や情報通信環境の整備を始めとした農業生産基盤整備や、コスト低減を図りつつ高度なスマート農業技術を速やかに導入できる農業支援サービス事業の活用を推進
- スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画、開発供給実施計画の認定を受けた事業者に対して税制特例措置や金融等の支援措置を実施。2026年2月末時点で認定を受けた生産方式革新実施計画は103件、開発供給実施計画は49件
- 農業者、民間事業者、大学等が参画する「スマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)」が本格的に稼働開始

**農林水産・食品分野のスタートアップによる技術開発・社会実装**

- SBIR制度に基づき、新たな技術・サービスの事業化を目指すスタートアップの取組を支援
- 『「知」の集積と活用場』を設け、基礎から実用化段階までの研究開発やその成果の事業化を推進

**現場の課題に対応した研究開発、農林水産分野の国際研究の推進、農林水産施策の展開におけるデジタル化の推進**

- 病害虫の発生予測モデルを基盤とした薬剤適期散布システムの開発等、現場の課題解決に資する研究開発を推進
- 農業分野での気候変動の緩和促進等の協カプロジェクトをASEAN各国との間で実施。COP30等において農業技術や共同研究の状況を情報発信
- 「農林水産省共通申請サービス(eMAFF申請)」については費用対効果等の観点から見直しを行い、次期オンライン申請システムの整備を推進

事例

データに基づく適正な肥培管理等により  
高温障害等のリスクを低減

株式会社果実堂(熊本県)



有機栽培ベビーリーフ

- ✓ 約70haの広大な栽培面積を有し、有機栽培ベビーリーフを生産・販売
- ✓ 2025年に生産方式革新実施計画認定。複合環境制御装置を活用し、その効果を高める換気窓部分大きい自動開閉式ハウスにより高温障害等のリスクを低減
- ✓ これらの技術の導入や農作業のマニュアル化といったオペレーションの標準化により、若者にも働きやすい環境を実現

事例

大規模有機スマート農場の開発

株式会社トクイテン(愛知県)



実証ほ場



ミニトマトの吸引型自動収穫ロボット

- ✓ 同社は、AIとロボット技術を活用して有機農業の自動化を推進するスタートアップ企業
- ✓ 2022年から、労働力不足といった有機農業普及の課題に対処するため、吸引型自動収穫ロボット等を自社開発し、自社栽培施設でミニトマトの有機栽培を実践
- ✓ 2024年度からは、ロボットによる省力化技術、センサー類を用いた自動環境制御技術等の開発・実証を実施

- ✓ 食料の安定供給確保に向け、新品種の開発・導入を促進
- ✓ 農林水産業・食品産業の競争力強化と「稼ぎ」の増大に向け、知的財産の保護・活用を推進

新品種の開発・導入促進

- 食料の安定供給確保には、生産性向上等に対応した新品種の開発が不可欠であり、スマート農業技術に適性のある品種や高温耐性品種、多収品種等の開発や品質向上に取り組む
- 品種開発の迅速化を図るため、ゲノム情報を活用した「スマート育種支援システム」の構築を推進
- 多収性、高温耐性、病害抵抗性等の形質を有する新品種の導入と普及が着実に進展



機械化収穫に適したカボチャ「栗のめぐみ2号」  
(左・2025年度開発)とつる性品種(右)  
資料：農研機構

知的財産の保護・活用の推進

- 我が国の農林水産業・食品産業の競争力強化と「稼ぎ」の増大につなげるため、「農林水産省知的財産戦略2030」を策定
- 育成者権・商標権等の知的財産権やノウハウの守り方、ライセンス契約等の権利の活用に関して知的財産の専門家等が助言・支援をする相談窓口を開設
- 海外における無断栽培を抑制しつつ、海外からの稼ぎにつなげていくため、育成者権管理機関の早期立ち上げや事業化を推進
- 地理的表示(GI)保護制度に基づき、2025年度に新たに国内で3産品が登録され、これまで全国計164産品が登録

スマート育種支援システム



優良な形質を持つ品種を効率的に短期間で開発

資料：農林水産省作成

事例 GI登録を契機に地域一体となったPRを展開

三輪地方(奈良県)



三輪素麺

付加価値の高い品目の輸出等

- 海外市場において日本産品は高い評価を受け、輸出も年々増加する一方、日本産品の評価・ブランドを毀損するような他国産品が存在
- 日本産品の統一マークの整備・活用等により、日本産品と他国産品との差別化やブランディングを推進

- ✓ 同地方で生産される三輪素麺は、新しい技術を導入しながらも、伝統的な手延べ製法を継承
- ✓ 2016年に三輪素麺がGIに登録されたことにより、地域に一体感が芽生え、より良い素麺を作ろうという意識を共有
- ✓ 2017年には、伝統文化への理解促進を目的とする「桜井市三輪素麺の普及の促進に関する条例」が同市で制定

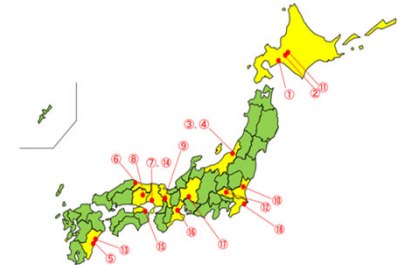


- ✓ 高病原性鳥インフルエンザは13道府県18事例、豚熱は累計で24都県で100事例が発生
- ✓ 飼養衛生管理向上に向け、農場の分割管理等を推進
- ✓ 植物の病害虫への対応、動植物検疫の強化、薬剤耐性対策等を推進

**家畜伝染病への対応**

- 高病原性鳥インフルエンザは、2025年シーズンにおいては2026年1月末時点で13道府県18事例が発生し、423万羽が殺処分対象。対策パッケージを打ち出し、飼養衛生管理の強化を促進
- 豚熱は、2026年1月末時点の累計で24都県で100事例が発生し、約43万6千頭が殺処分対象。「豚熱清浄化ロードマップ」を策定し飼養豚と野生イノシシに対する対策を促進
- アフリカ豚熱の侵入リスクが高まる中、政府一体となって侵入防止に向けた対応を強化
- 飼養衛生管理向上に向け、殺処分頭羽数低減のための「農場の分割管理」等を推進

高病原性鳥インフルエンザの発生状況



資料：農林水産省作成  
 注：1) 令和8(2026)年1月末時点の発生状況  
 2) 数字は発生の順を示す。赤字数字は家きんでの発生農場

**植物の病害虫への対応**

- 2025年は、斑点米カメムシ類に対し延べ46件(35道府県)の注意報が発表。都道府県等と連携し、適時・適切な防除対策を推進。クビアカツヤカミキリは2026年1月末までに16都府県で発生し、果樹園での被害が確認されており、使用可能な農薬の適用拡大等を推進
- 持続的かつ、効果的な防除を進めるため、化学農薬のみに依存しない「予防・予察に重点を置いた総合防除」を一層推進
- ジャガイモシロシストセンチュウ、セグロウリミバ工等の国内の一部地域で発生が確認された外来の病害虫について、緊急防除を実施

**動植物検疫の強化、薬剤耐性対策の推進、獣医療提供体制の整備**

- 訪日外国人の増加等による家畜伝染病・植物の病害虫等の侵入リスク増大の中、空海港での消毒や携帯品検査等の水際検疫を徹底するとともに、水際検疫体制の強化を検討
- 動物用抗菌薬の農場単位での使用実態を把握できる仕組みの検討や、ワクチンの開発・実用化の支援等により薬剤耐性菌の増加・伝播を防ぐ対策を推進
- 動物用ワクチン戦略に基づき、開発・承認・製造・販売体制の強化の取組を推進。また、診療効率の向上や産業動物獣医師の確保による地域の獣医療提供体制の整備を推進



植物の移動制限を周知するポスター